**平成２１年（フ）第１０３９号**
東京都八王子市上川町2174番地10
債務者　光永　智一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１０５１号**
東京都豊島区高松２丁目８番11号山新第３高松マンション401号
債務者　池内　竜太
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１０５４号**
東京都江戸川区平井４丁目23番12号
債務者　小山　和昭
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１７２号**
栃木県下都賀郡野木町大字友沼4751番地11
債務者　坂田　美子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第６０５号**
静岡市葵区相生町14番13号
債務者　太田　　仁
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１８５１３号**
東京都大田区大森北６丁目８－５
債務者　深田千代子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８５７６号**
東京都三鷹市新川５丁目18―21　フラワーハイツ３―203
債務者　脇田　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７００号**
東京都世田谷区砧１丁目17―23―302
債務者　高橋　清作
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７５２号**
東京都板橋区坂下１丁目20―７―201
債務者　島　　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７８０号**
東京都豊島区上池袋４丁目３－５―701
債務者　通崎　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７８２号**
東京都三鷹市北野２丁目６―34　第２天神前荘105
債務者　氣田　英滿
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７８３号**
東京都三鷹市北野２丁目６―34　第２天神前荘105
債務者　氣田　定子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７８４号**
東京都八王子市長沼町1246―１―11―206
債務者　平川　　平
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８７８５号**
東京都立川市柴崎町１丁目14―５―１―303
債務者　藤井　　篤
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８６７号**
東京都杉並区高円寺南２丁目１－４―801
債務者　阿部　優香（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８７２号**
東京都稲城市東長沼1173―２－３―A
債務者　上沼　博和
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部